

## 研究費の不正使用防止に関する基本方針

福知山公立大学長

研究費は全て公的なものであるという認識を持ち、研究費による学術研究は信頼性及び公益性を確保すべきものであることを念頭におき、研究費の使用に関して説明責任を果たすべく、法令及び学内規程を遵守するとともに、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。福知山公立大学は、研究費の不正使用を防止するため、また、全ての構成員の不正使用防止に向けた意識の徹底と浸透を図るため、次のとおり基本方針を定める。

### 1 (責任体系の明確化・周知)

不正使用防止対策に関する責任体系を明確にし、学内外に公表する。

### 2 (適正な運営・管理の基盤となる環境の整備)

以下の取組を推進することによって、研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、不正防止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

- (1) 事務処理手続きに関するルールの明確化・統一化
- (2) 職務権限の明確化
- (3) コンプライアンス教育及び啓発活動を通じた意識の向上と浸透
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備と運用の透明化

### 3 (不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

不正使用を誘発させる要因に対応した本学全体の具体的な対策のうち最上位の計画として不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

### 4 (研究費の適正な運営・管理活動)

適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。

### 5 (情報発信・共有化の推進)

研究費の不正使用防止に係る取組やルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築し、学内外に発信する。

### 6 (モニタリングの在り方)

研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、大学全体の視点から実効性あるモニタリング体制を整備する。

平成 28 年 6 月 7 日制定  
令和 4 年 3 月 28 日改正  
令和 4 年 11 月 25 日改正